

---

---

# 全国市長会 週報 = JACM WEEKLY NEWS =

第 968 号 平成 21 年 12 月 28 日発行

---

---

## ■□■ も く じ ■□■

◆ トピックス	1
◇ 平成 22 年度税制改正大綱が閣議決定	
◇ 平成 22 年度地方財政対策が決定	
◇ 平成 22 年度地方財政対策等に関する閣僚折衝の決着を受け、 森会長ほか地方六団体会長が共同声明を発表	
◇ 須田・新座市長はじめ地方六団体の代表者が、原口・総務大臣等に面談し、平成 22 年度地方税財政対策等について意見交換	
◆ 全国市長会先週の動き	3
◆ 市長の退任	4
◆ 全国都市数	4

---

---

## ◆◇◆ トピックス ◆◇◆

### ◇ 平成 22 年度税制改正大綱が閣議決定

12 月 22 日（火）に税制改正大綱が閣議決定した。主な改正事項は、①揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税に係る現行の 10 年間の暫定税率は廃止する、地球温暖化対策の観点から、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税及び自動車取得税は現在の税率水準を維持する、石油価格の異常な高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講じる、②個人住民税の扶養控除については、0 歳から 15 歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止する、16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分を廃止する、③たばこ税については、平成 22 年 10 月 1 日から、国・地方合わせて 3.5 円の税率引上げ（価格上昇は 5 円程度）を行う、④市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正により合併市町村に係る地方税に関する特例措置を延長する、⑤過疎関係法律の改正が行われた場合は、特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち、過疎地域に係る

措置については、ソフトウェア業を対象事業から除外する等所要の見直しを行った上、その適用期限を1年延長するとともに、特定資産の買換えの場合等の課税特例における都市開発区域等の外から内への買換えに係る措置については、過疎地域を対象とする等の所要の措置を講じる、などとなっている。

(本会HP参照)

[http://www.mayors.or.jp/member/h22yosan/documents/211222zeiseitaikou\\_ala.pdf](http://www.mayors.or.jp/member/h22yosan/documents/211222zeiseitaikou_ala.pdf)

[財政部]

## ◇ 平成 22 年度地方財政対策が決定

12月25日に、平成22年度地方財政対策が決定され、①地方財政計画の規模は、景気後退による地方税収が大幅に減少するなどあつて、前年度比4,300億円程度減の82兆1,200億円程度、②地方一般財源総額は、前年度比3,317億円増の59兆4,103億円、③地方交付税については、既定の法定加算とは「別枠」の加算等により1兆1,000億円程度増額、増額分の地方交付税は、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上する「地域活性化・雇用等臨時特例費」(仮称)を創設、④平成22年度における財源不足は前年度比18兆2,200億円程度に達し、うち10兆7,800億円程度に国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用、⑤実質的な地方交付税は臨時財政対策債(7兆7,069億円程度)を含め前年度比3兆6,316億円増となる24兆6,004億円程度が確保されることとなった。

また、同日、地方六団体は地方財政対策の決着したことに對して共同声明を發表した。

(「地方財政対策関係資料」は本会HP参照)

<http://www.mayors.or.jp/member/toshiqylvf.html>

[財政部]

## ◇ 平成 22 年度地方財政対策等に関する閣僚折衝の決着を受け、森会長ほか地方六団体会長が共同声明を發表

12月23日、平成22年度の地方財政対策や子ども手当に関する閣僚折衝が決着したことを受け、森会長ほか地方六団体会長は、「平成22年度地方財政対策についての共同声明」、「子ども手当の地方負担についての共同声明」を發表した。

まず、地方財政対策についての共同声明では、本年度15.8兆円の地方交付税が16.9兆円と1.1兆円増額されるとともに、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税が本年度の21.0兆円から24.6兆円と3.6兆円増額されたことは、地方がかねてより強く訴えてきた地方交付税の復元・増額の要請に応えたものであり、高く評価し、地

方に配慮した対策を実現した原口総務大臣をはじめとする政府・与党関係者の真摯な尽力に感謝するとした。

また、子ども手当についての共同声明では、平成 22 年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当とを併給する方式とし児童手当の地方負担が継続されたことについて、それぞれの実態に応じた形で地方自治体が創意工夫により行う保育所のようなサービス給付と子ども手当のように国が全額負担すべき全国一律の現金給付の考え方の整理がされておらず、地域主権の理念が曖昧なものとなったことは残念であること、「子育て応援特別手当」の一方的な支給取りやめという地方軽視の決定に続き、子ども手当の決着に至る過程で、所管の厚生労働大臣から地方に一切協議・説明もなかったことは極めて遺憾であること、平成 23 年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に向けて、国と地方が十分な協議を行い、国が全額負担すべきであるとの地方の主張に沿って、役割分担を明確にした制度の実現を強く望むこと、さらに、平成 22 年度の制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないように十分配慮するとともに、システム開発経費を含む事務費等を全額国庫負担とすることを強く求めた。

(本会HP参照)

<http://www.mayors.or.jp/topics/documents/211223chizaitaisakuseumei.pdf>

[財政部]

## ◇ 須田・新座市長はじめ地方六団体の代表者が、原口・総務大臣等に面談し、平成 22 年度地方税財政対策等について意見交換

12 月 25 日、須田・新座市長はじめ地方六団体の代表者が、平成 22 年度地方財政対策・地方税制改正等について、原口・総務大臣、渡辺・総務副大臣、小川・総務大臣政務官に面談し、意見交換を行った。

須田・新座市長から、子ども手当の給付事務は市町村になるので、極力簡素化することについて配慮をお願いする旨の発言があり、原口大臣から①今の児童手当は非常に複雑なので簡便な方法にしたい、②手当を受け取らない方について自治体に寄付が出来る仕組みを作るよう鳩山総理から指示があった、とする回答があった。

なお、同日、地方六団体の代表者は、逢坂内閣総理大臣補佐官(地域主権担当)、民主党の高嶋・筆頭副幹事長に面談し、意見交換を行った。

(本会HP参照) <http://www.mayors.or.jp/topics/211225mendan.htm>

[企画調整室]

## ◆◇◆ 全国市長会先週の動き 12月21日-12月26日 ◆◇◆

《12月26日（土）》

「政策推進委員会」を開催。森会長あいさつの後、「平成22年度地方税財政対策について」総務省の望月大臣官房審議官（財政担当）並びに佐藤大臣官房審議官（税務担当）からそれぞれ説明があった。

引き続き、新内閣の主要課題に対する本会の対応経過並びに今後の対応等について説明の後、意見交換が行われた。

[企画調整室]

## ◆◇◆ 市長の退任 ◆◇◆

（退任日）	（市名）	（市長名）
12月24日	千葉県市川市	千葉光行

[総務部]

## ◆◇◆ 全国都市数 平成21年12月28日現在 ◆◇◆

＝ 806 都市 ＝	
政令指定都市	18
中核市	41
特例市	41
一般市	683
特別区	23

[調査広報部]

### 【発行】

全国市長会 調査広報部

〒102-8635 東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL:03-3262-2316 FAX:03-3263-5483

ホームページ：<http://www.mayors.or.jp>

内容・記事に対するお問合せ先メール：[shuhou@mayors.or.jp](mailto:shuhou@mayors.or.jp)

「週報」の情報は全国市長会HPメンバーズページでもご覧いただけます。